

8. フィンランド

(1) 教育制度

かつてフィンランドは極めて複雑な学校体系を持っていたが、能力はあっても中等教育を受けることができないということが国家的な損失であると指摘されていた。そこで、第2次大戦後、教育機会均等を実現すべく各種改革委員会を発足し検討を続けていたが、そのなかで戦後の日本の6-3制の改革が最も注目されることとなった。

そして1968年の国会の決定により、7歳就学6-3制の総合制基礎学校（ペルスコウル）が、1972～75年、全土に設立され、1999年から9年一貫制となっている。なお能力別編成は1985年から廃止されている。

就学前教育は2000年から各地方自治体が6歳児に対し100%の席を用意すべきことが義務付けられたが、受ける側は義務ではないので、今日97%の子供が保育所と就学前学級で受けている。

基礎学校には任意の第10学年も用意されているが、第9学年で修了し、98%の者が、高等学校と職業学校に進学する。そして後者の場合でも高等教育機関に進学の道が開かれており、OECDの調べによっても、高等教育進学率は73%と極めて高い。

なお、基礎学校低学年（第1～6学年）の場合、当初から学級担任制をしてきたが、1996年に始まった国の教育庁による全国規模の理数科教育向上のためのLUMAプログラムで教科担任制を実施した。PISA調査で優秀な成績をおさめたことが教科担任制とも関することとも推測され、学級担任制を堅持しつつ、高学年（第7～9学年）の理数科専門教師が低学年の授業を受け持つことがごく普通となっている。

また、この国のあらゆる段階の教師の基礎資格として修士号が要件とされていることをもふれておく必要がある。

教育行政については、1991年、北欧の教育・学術・文化の協力機構である北欧閣僚評議会の申し合わせで、教育における地方分権化の徹底が計られることになり、具体的に翌年から視学制度の廃止、教科書検定制度の廃止となって実現し、各学校、教師の自由裁量権の拡大をみたのであった

(2) 義務教育段階の教科書

1) 教科書の法的位置づけ

①主たる教材なのか／教材の中の一部なのか

検定制度が廃止されたといっても、教科書（オッピキルヤ）が、国の教育庁によって作成され告示される学習指導要領に準拠して作成されることに変わりはない。各地方自治体では、国の学習指導要領に基づいて地方の独自性を強調したカリキュラムを作成し、これを参考にして教師が授業を行っている。

なおこの国では約6%のスウェーデン系住民、約1万人のサーミ人に対しても、それぞれの学習指導要領で対応していることを付記しておく必要がある。

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

ところで教育における地方分権化の促進，各学校と教師の裁量権の拡大は，1994年の改訂された『基礎学校学習指導要領』によってそれが文字通り指針に留まることによって，教科書を大きく変えさせるところとなった。すなわち，科学アカデミーの Kansanen 教授らがかねて主張していた「教師中心」のものから「生徒中心」のものへと移る契機となったのであった。そしてこの流れは 2004 年に現行の指導要領が告示され，各教科の目標が細かく示された上，指導上の留意点等が詳細に記されるようになった今も変わっていない。

さて教科書は，教科書（基礎本），書き込みができる学習書，CD-ROM 版，教師用指導書，参考資料・統計，その他コンピュータ利用手引書等がセット教材として一組のものとなっており，かつ教科書は中核教材と位置づけられている。

②使用義務，教科書の基準（指導要領と教科書の関連を含む），検定・認定・国定・自由発行等

法的使用義務はないが，教科書を使用しない教師はまずいないし，そうしたことは考えられない。それは平等化が目ざされているこの国において，学習指導要領に準拠して作成されている教科書が，学力水準維持の尺度，手段とされているからである。

すでにふれたように，この国では，教科書は，自由発行制度をとっており，Otava 社，WSOY 社等の大手出版社が教科書を発行しているが，最近では，教科書を専門とする出版社も出現している。

2) 教科書の使われ方

すでにみたように，教科書は数ある学習材の中で主要教材と位置づけられているが，あくまでも，教師が‘教科書を’教えるのではなく，‘教科書で’教え学び合うという方式をとっている。

ここにフィンランドの教師教育の変革の立役者であり，教授学の権威であった故 M.Koskenniemi 教授の助け合い，グループ学習の「協働」（ユフテイステュオ）の理論が開花しているのを知る。

またその路線は，教授の教え子でもある，前ヘルシンキ大学教育学部長で IARTEM（国際教科書・メディア学会）理事 Meisalo 教授が，ハイパーテキストの理数科系授業における積極的使用を奨めながらも，自然への畏敬の念を忘れては本末転倒となりかねないと釘をさし，教師の哲学的思考の重要性を強調しているのと規を一にしている。

3) 採択

かつては，各地区教育委員会がその役割を果たしていたが，今日では，各学校，教師（父母の参加をも得て）に一任されている。

なお自由発行・採択のため，各教科書会社は，新しい教科書が発行されると，各学校に PR に出かけることも認められている。

4) 有償／無償，給与／貸与

基礎学校法（2004 年改正）第 7 章第 31 項で，必要とされる教科書及び他の学習材の無

Ⅱ. 教科書制度と教育事情

償が謳われており、教科書は無償貸与、書き込みのできる学習書は無償給付されている。なお後期中等教育段階では、教科書は貸与もされるが、各人で購入するのが普通となっている。

北欧の他の国と同じく、学校に置かれ、自宅に持ち帰ってもよいが、1 か年を通じて同じものを使用するため、名前を記すものとされている。また 4～5 年の使用に耐えるためにハードカバーのものとなっている。

5) 体裁、分量、レイアウトの特徴、書き込み、自己学習への配慮など

教科書への書き込みは不可。そのために学習書がある。一般的にあって、教科書はアメリカのように厚くはない。また義務教育段階の教科書はソフトな感じを与えるものとなっている。

グループ学習、個別学習に耐えるように、それぞれ設問が設けられている。また執筆者は研究者（大学教授が多い）と現場の教師の共同編著によるものが多い。レイアウトは学年段階に応じてなされており、イラストレーターに第一人者を迎えているのも北欧の特徴といえよう。

また教科書の質的向上のために、教科書会社は、その編集部に大学院で教育学を専攻した人を迎えているのも北欧の特色といえる。なおかねてから教科書は、地方自治体財政の中で大きな比率を占めるものとなっており、豊かなところとそうでないところとで使用年限に差の出ているのも事実。

（3）義務教育以後の教科書

後期中等教育段階の高等学校の場合、2003 年改訂の『高等学校学習指導要領』によれば、いわゆる主要教科はすべての必修となっており、それぞれに基礎コースが必修として配され、その上で各教科に多種多様な細分化された上級コースが選択科目として配されている。教科書は必修コースの場合は無償貸与もされているが、選択コースの場合は教科書は多岐に亘るため学校では到底対応できず有償となっている。ただし、共和国憲法第 16 条であらゆる段階での教育の無償が明記されているように、授業料は大学教育、成人教育を含め、あくまでも無償であることのほか、生徒のほとんどが家庭の収入の如何にかかわらず、申請すれば給付を受けられる就学手当でそれを賄っていることを付記しておく必要がある。

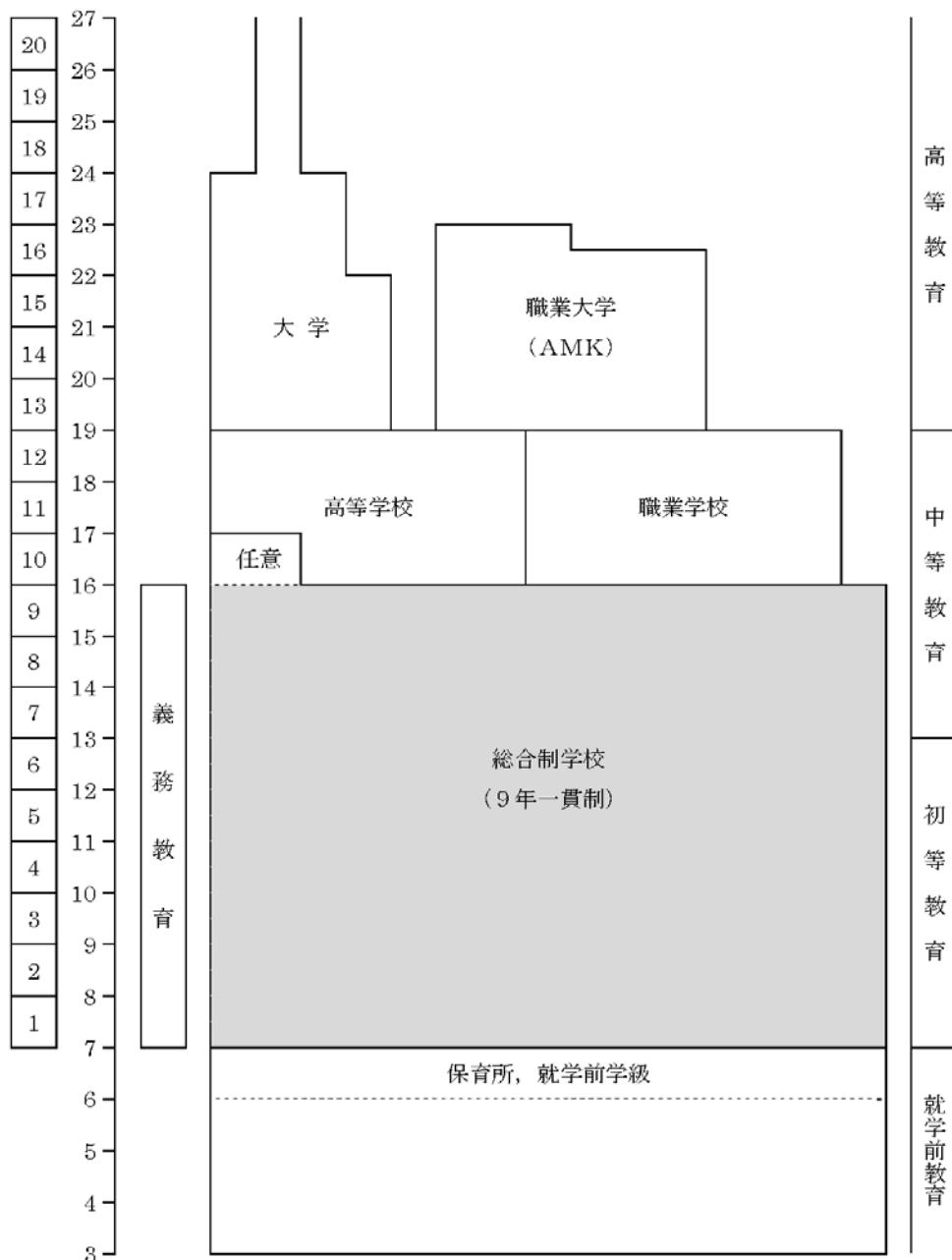
高等学校は、1982 年から個に対応したモジュール方式による自己組立学習制度をとっており、最低 75 単位、最高 85.5 単位（生徒指導 1 年次 1 単位、2 年次 1 単位、3 年次（任意）0.5 単位を含む。）を普通 3 年（2～4 年の幅をもたせてある）で取得し、高校の卒業試験にかわる大学入学資格試験に合格して卒業できるものとなっている。

また EU 加盟が大きな契機となり、2005 年春から欧州化とグローバル化（高等教育の門戸開放と質の向上）に対応した大学入学資格試験の改革が行われ、必須科目からはスウェーデン語がはずされて母語の 1 科目のみとなり、選択科目は 3 科目と自由選択の幅が拡大された。大学で理数系を専攻するものが、高校でそれに関連する教科目の必修および選択コースを履修しているのは当然のことで、我が国のように大学に入ってから補習を受けることなど想像も出来ない。

II. 教科書制度と教育事情

なお共通必修となっている理数科の教科書は、かねてから我が国の大学学部教養課程のものに匹敵するレベルの高いものとされていた。そしてそれは今日も変化がないことは、現行の学習指導要領を見ただけでも明らかである。なお、教科書を学んでいけば入試には十分対応できると考えられるが、教科書が入試を意識して編集されることはあり得ない。

フィンランドの学校系統図



(筆者作成)

(中嶋 博)